

公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針（案）

これまで本市では、人口の増加や多様化する市民ニーズに対応するため、公共施設の計画的な整備に取り組んできました。しかしながら、現在、本市の94の公共施設（道路、橋りょう及び上下水道などのインフラ施設を除く。以下同じ。）の約4割が築後30年以上を経過しており、全ての公共施設を維持していくためには多額の更新費用が必要となります。また、今後は、少子高齢化の進展など社会状況の変化に伴って公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。

こうした状況の中、国は、公共施設等の老朽化対策は地方公共団体の大きな課題であるとして、地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である公共施設等総合管理計画の策定を求めており、本市においても、平成27年度中に「和光市公共施設等総合管理計画」を策定する予定となっております。

そこで、和光市公共施設等総合管理計画の策定における基本的指針とすることを目的に、公共施設（いわゆるハコモノ）を対象とした「公共施設の配置及び機能の再編等に関する基本方針」をここに定めます。

なお、本基本方針において使用する用語及び数値は、平成27年3月に策定した「和光市公共施設白書」に基づくものです。

1 公共施設の現状等

(1) 公共施設の整備状況

本市の公共施設の整備状況は、平成26年4月1日現在で、いわゆるハコモノといわれる公共施設は、94施設で、延べ床面積が約178,000㎡あります。

その内訳としては、市役所等の行政系施設が16施設、保育所、放課後児童クラブ等の子育て支援施設が22施設、総合福祉会館等の福祉・保健施設が7施設、小中学校、公民館等の教育施設が18施設、文化センター、コミュニティセンター等の市民文化施設が13施設、総合体育館、勤労福祉センター等のスポーツ・レクリエーション施設が7施設、清掃センター、浄水場等の供給処理施設が5施設、リサイクル活用センター等のその他施設が6施設となっています。

9.4 公共施設の竣工年代別の整備状況としては、平成26年4月1日現在で、建築物の耐震性能を示す耐震基準において区切りとされる昭和56年以前に竣工し、築後30年を超え、今後、建替えや大規模改修が必要になると考えられる公共施設の延床面積が約66,000㎡で、全体の37.4%を占めており¹、そのうち59,000㎡（88.6%）が学校等の教育施設です²。ただし、耐震化の必要性の有無としては、延床面積ベースで、174,000㎡（98.1%）の公共施設が耐震化の必要はありません³。

9.4 公共施設の配置状況としては、保育所、放課後児童クラブ、小学校、中学校は、市域南部に偏在しており、特に放課後児童クラブ、小学校では、偏在することにより比較的近距离に同種の施設が立地しています。コミュニティセンター、地域センターは、市域東部に偏在し、近距离に立地しています。

(2) 本市の財政動向

本市の財政動向としては、歳入面では、平成22年度以降概ね235億円台の横ばい傾向ですが、その内訳において市が自ら用途を決め

¹資料「図表1」を参照。

²資料「図表2」を参照。

³資料「図表3」を参照。

ることができる一般財源、特に地方税は、平成25年度において13億6,000万円と、過去10年間で最も高かった平成19年度と比較して6.6%減少しています⁴。

歳出面では、支出が義務付けられ、任意に節約できない義務的経費が平成19年度以降一貫して対前年度比でプラスに推移し、平成25年度は過去10年間で最も高い102億9,500万円に達しています⁵。

(3) 公共施設に要する経費

公共施設に要する経費は、平成23年から平成25年度までの3年平均で、維持管理費が約15億円、運営費が約34億円で、総額で約49億円となっており、本市の一般会計予算の約20%を占めています⁶。

維持管理費約15億円のうち、今後も引き続き既存の公共施設を使用するため、その機能を適切に保つことを目的とした建替えや大規模改修、補修・補強等の更新のための費用にあたる工事請負費は、約3億6,000万円で、総額の7.32%にとどまっています。

更新費用としての工事請負費は、その年度の公共施設の管理・運営に直接要する経費ではなく、公共施設を今後も引き続き使用するための保全の経費であり、ある意味、将来的な投資経費であるといえます。

このことから、公共施設に要する経費の総額、約49億円から更新費用としての工事請負費、約3億6,000万円を除いた額、約4億5,000万円、これが現在の94公共施設を管理運営するためだけに毎年度必要となる経費の額になります。

⁴資料「図表4」を参照。

⁵資料「図表5」を参照。

⁶資料「図表6」を参照。

2 公共施設に要する経費の今後の見込み額

94公共施設を今後も引き続き現行のままの総量で保有し続けた場合、その機能を適切に保つことを目的とした建替えや大規模改修、補修・補強等の更新のための費用を試算しました。

試算の対象期間は、平成26年度から平成65年度までの40年間で、施設の標準的な耐用年数については、固定資産税の減価償却資産の評価時に用いられている建物（事務所）の一般的な耐用年数である「50年」と、長寿命化した場合の「65年」の2パターンで試算しています⁷。

標準耐用年数を50年とした場合、40年間の総額は、大規模改修費に346億9,600万円、建替え費用に476億4,500万円で、合計823億4,100万円となります。

毎年度、20億5,900万円必要となることとなります。

標準耐用年数を65年とした場合、40年間の総額は、大規模改修費に357億7,900万円、建替え費用に272億9,700万円で、合計630億7,600万円となります。

毎年度、15億7,700万円必要となることとなります。

平成23年から平成25年度までの3カ年平均の更新費用としての工事請負費が約3億6,000万円でしたので、今後、公共施設の将来更新費用は、耐用年数50年の場合で約5.7倍、耐用年数65年の場合で約4.4倍と著しく増加することとなります。

よって、試算された将来更新費用の額に、現在の94公共施設を管理運営するためだけに毎年度必要となる経費の額、約45億4,000万円を加算すると、公共施設に要する経費の今後の見込み額（年額）が明らかとなります。

⁷資料「図表7」を参照。

公共施設に要する経費の今後の見込み額（年額）	
耐用年数50年の場合	65億9,900万円
耐用年数65年の場合	61億1,700万円

※ H23～H25 の3カ年平均 48億9,885万円

3 公共施設整備に関する今後の課題

本市の将来人口推計⁸によると、総人口は、平成51年に人口増加のピーク（81,882人）を迎え、その後、減少傾向となります。

年齢階層別では、今後、65歳以上の老年人口が増加し、14歳以下の年少人口が減少することにより、本市においても少子高齢化が進行することが予測されています。

一方、市の財政を支える15歳以上64歳未満の生産年齢人口は、平成40年以降に減少傾向となると予測されており、総人口のピークである平成51年よりも10年早く生産年齢人口が減少することを示しており、少子高齢化のうち特に高齢化の度合いが高いことを表しています。

人口推計から今後の本市の財政状況を予測すると、歳入面においては、生産年齢人口の減少により市財政の根幹といえる地方税の減収が予測されます。

一方、歳出面では、老年人口の増加による福祉・介護に関する行政需要の拡大や子育て支援・少子化対策など扶助費の一層の増加が見込まれるなど、今後も義務的経費の割合が高まることが予測されます。

⁸ 「和光市公共施設白書（平成27年3月策定）」に記載されている将来人口推計を使用。
推計方法は、人口増減の要因を出生・死亡による「自然動態」と、転入・転出による「社会動態」に分けて予測する修正コーホート要因法。

このことから、歳入の減少及び歳出における義務的経費の増加が見込まれる今後の市の財政状況において、耐用年数を50年とした場合で、毎年度65億9,900万円、耐用年数を65年とした場合で、毎年度61億1,700万円の経費が見込まれる94公共施設をこのまま保有することは、現実的に不可能です。

4 公共施設整備に関する今後の考え方

市は、市民が公共施設を安全安心に利用することができるように、適切に管理し、運営する責務があります。

その責務を果たし、かつ、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させるため、本市における公共施設の現状と課題を踏まえ、次に掲げる2つの原則を公共施設の配置及び機能の再編等における基本的な考え方とします。

(1) 保有総量の抑制

本市の公共施設の整備状況、人口構造の変化、厳しい財政状況を考慮すると、現行の94公共施設を維持し、同等の公共サービスの提供を継続していくことは困難であり、原則として、公共施設の新規整備は行わないものとします。

人口が増加する地域において供給不足となる公共施設については、既存施設の機能転換により対応することとします。やむを得ず新規整備を行う必要が生じた場合は、併せて既存公共施設の統廃合を必ず行うこととします。

また、公共施設の設置から期間が経過し、市が公共サービスとしてサービスを提供する役割を終えたものや民間によるサービスの提供が

行われているものについては、行政需要の高い施設への機能転換だけでなく、施設を廃止することも検討します。

また、施設配置の適正化の観点からも、同種の公共サービスを提供している施設が近距離に偏在している場合や地域の人口減少により公共施設の供給が過剰となっている場合は、積極的に統廃合を行います。なお、学校の統廃合にあたっては、平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考とします。

(2) 複合化・多機能化の推進

公共施設の保有総量を抑制し、単純に公共施設の統廃合を進めるだけでは、市民サービスの低下や地域の活性化を阻害するおそれがあることから、公共施設の建替えや大規模改修を行う場合は、1つの土地又は建物に複数の公共施設を集合させる複合化や1つの公共施設に複数の機能を持たせる多機能化を実施することを原則とします。

公共施設の複合化・多機能化を実施するためには、一定程度の土地面積と施設規模が必要であり、また、市内の小中学校の多くの施設が築30年を超えていることから、学校施設の建替えや大規模改修を行う場合は、複合化・多機能化を検討するものとします。

5 具体的な取組

前項で示した2つの原則に基づいた公共施設の配置及び機能の再編等を実施するため、次に掲げる8つの取組を推進します。

(1) 長寿命化の推進

建替えや大規模改修等にかかる将来更新費用を抑制し、市の財政負担を低減・平準化するため、建物や設備機器等の問題が軽微な段階で適切な対策を講じる「予防保全型」の維持管理手法の普及徹底に取り組み、既存施設の長寿命化を図ります。

(2) 用途変更等の検討

既存の公共施設の有効活用を促進し、市民サービスの質的向上を図るため、利用率の低い公共施設や特定少数の利用者による利用率が高い公共施設については、変化していく市民ニーズを的確に把握したうえで用途の見直しを検討します。また、用途の見直しによる活用が困難な公共施設については、統廃合を検討します。

(3) 単独施設の削減

維持管理費等を抑制し、効果的・効率的な市民サービスを提供するため、単独施設の新規整備は行わず、既存の単独施設の更新にあたっては複合化・多機能化を推進します。

なお、複合化・多機能化に伴い統廃合された公共施設は、売却又は貸付を検討し、これらが困難な場合は維持管理費の節減や防災・防犯の観点から取壊しを基本とします。

(4) 施設配置の適正化

保有総量の抑制と効果的・効率的な市民サービスの提供を同時に推進するため、同種又は類似の機能を持つ施設が近距離に立地している場合は、市民の日常生活に及ぼす影響や地域特性に十分配慮しつつ、建替え・大規模改修を迎える時期を捉え、既存施設の統廃合や規模の縮小に取り組み、地域の実情に見合った施設配置の適正化を図ります。

(5) 民間活力の効果的な活用

公共施設に係る財政負担を軽減しつつ、市民サービスの質的向上を

図るため、公共施設の整備や維持管理にあたっては、PPP、PFI、指定管理者制度など民間事業者の資金やノウハウを活用することを推進します。

(6) 他の計画の見直し

公共施設の整備等に関して既に策定されている計画等について、当該基本方針及び平成27年度中に策定予定の和光市公共施設等総合管理計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行うとともに、和光市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、公共施設の整備等に関する事項を掲げ、取り組みを進めます。

(7) 地方公会計における固定資産台帳の活用

地方公会計において作成される固定資産台帳では、市が所有する全ての固定資産について、取得価額や耐用年数等のデータが網羅的に記載されます。固定資産台帳を活用し、公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みの算出や、公共施設等総合管理計画の充実・精緻化を目指します。さらに、固定資産台帳を公表することで、民間企業からPPP/PFIに関する積極的な提案がなされることも期待されます。

(8) 財源の確保

将来更新費用の試算によると、既存施設の建替え、大規模改修に、標準的な耐用年数を50年とした場合で、平成34年度に約50億円、平成35年度に約60億円の経費が必要になると試算されています⁹。

計画的かつ効率的な財政運営を行うため、施設の建替え、大規模改修、また、それに伴う施設の複合化、多機能化に要する経費の財源として必要な額を、計画的に和光市公共施設整備基金に積み立て、財政負担の平準化を図ります。

⁹前掲資料「図表13」を参照。

6 個別施設の分析・評価と取組の実施年度

前項で掲げた8つの取組の推進にあたって、他の計画の見直し及び財源の確保の取組は、基本方針の策定後、該当する計画の見直し時期、市の財政状況によっては、策定年度から速やかに実施することが可能ですが、長寿命化の推進、用途変更等の検討、単独施設の削減、民間活力の効果的な活用の取組については、94公共施設のうち、いずれの施設に、いずれの取組を適用するのか、十分な検討を行い、また、市民、利用団体等に説明し、意見交換を重ね、一定の合意形成を図った上で、施設ごとに長寿命化、用途変更、統廃合等の方向性を決定しなければなりません。

本基本方針は、市の公共施設の配置及び機能の再編等における基本的な考え方、いわゆる総論を示すものであり、今後、取組を進めるにあたっては、和光市公共施設等総合管理計画に基づき、各公共施設について、建物性能（ハード面）と施設機能（サービス面）の両面から客観的かつ相対的に分析・評価を行い、各論の検討を行う必要があります。

このことから、平成28年度において、和光市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設の分析、評価を速やかに行い、その後、当該評価結果をもとに各施設の方向性を平成30年度を目途に決定し、決定後は、公共施設の建替え、大規模改修、長寿命化、用途変更、統廃合等を総合的に計画し、実施してまいります。